

魚津市告示第62号

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱の一部改正
について

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱（令和3年魚津市告示
第39号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 新生活応援世帯A <u>認定申請日の前年度1月1日以降に婚姻した世帯</u>であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ認定申請日の年度(4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度)の本人及び本人と同一の世帯員に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)の合計が500万円未満で、次号に定める新生活応援世帯Bに該当しないものをいう。</p> <p>(4) 新生活応援世帯B <u>認定申請日の前年度1月1日以降に婚姻した世帯</u>であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下かつ認定申請日の年度(4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度)の本人及び本人と同一の世帯員に係る合計所得金額の合計が500万円未満であるものをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び都市計画法(昭和43年法律第100号)の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 新生活応援世帯A <u>認定申請日の前年度3月1日以降に婚姻した世帯</u>であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ認定申請日の年度(4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度)の本人及び本人と同一の世帯員に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)の合計が500万円未満で、次号に定める新生活応援世帯Bに該当しないものをいう。</p> <p>(4) 新生活応援世帯B <u>認定申請日の前年度3月1日以降に婚姻した世帯</u>であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下かつ認定申請日の年度(4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度)の本人及び本人と同一の世帯員に係る合計所得金額の合計が500万円未満であるものをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
<p>第3条 (略)</p> <p>(補助対象住宅)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅取得額が100万円以上(消費税及び地方消費税相当額を除く。)であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>(補助対象住宅)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅取得額が100万円以上であること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第6条 補助金の額は、補助対象住宅1棟当たり次のとおりとし、<u>その上限額は住宅取得額とする。ただし、補助金の交付は、次の各号のいずれか1回限</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第6条 補助金の額は、補助対象住宅1棟当たり次の各号のとおりとする。<u>この場合において、補助金の交付は、次の各号のいずれか1回限りとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>りとする。</p> <p>(1) - (4) (略)</p> <p>(事業計画の認定申請)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の認定申請は、原則として新築住宅の場合は着工前、建売住宅及び中古住宅の場合は建物に係る<u>所有権移転登記の前</u>に行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 8 条 - 第 11 条 (略)</p> <p>(交付申請及び実績報告)</p> <p>第 12 条 子育て世帯及び新婚世帯の認定者においては事業完了の日から起算して 1 月を経過する日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、新生活応援世帯 A 及び新生活応援世帯 B の認定者においては認定申請日の年度の末日までに、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第 5 号) に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し (<u>新築住宅又は建売住宅の場合</u>)</p> <p>(2) - (5) (略)</p> <p>(6) 建物 (工事) 引渡書の写し (<u>新築住宅の場合</u>)</p> <p>(7) ・ (8) (略)</p> <p>第 13 条 - 第 16 条 (略)</p> <p>様式第 1 号 - 様式第 7 号 (略)</p>	<p>(1) - (4) (略)</p> <p>(事業計画の認定申請)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の認定申請は、原則として新築住宅の場合は着工前、建売住宅及び中古住宅の場合は建物に係る<u>所有権に係る登記前</u>に行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 8 条 - 第 11 条 (略)</p> <p>(交付申請及び実績報告)</p> <p>第 12 条 子育て世帯及び新婚世帯の認定者においては事業完了の日から起算して 1 月を経過する日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、新生活応援世帯 A 及び新生活応援世帯 B の認定者においては認定申請日の年度の末日までに、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第 5 号) に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写し</p> <p>(2) - (5) (略)</p> <p>(6) 建物 (工事) 引渡書の写し</p> <p>(7) ・ (8) (略)</p> <p>第 13 条 - 第 16 条 (略)</p> <p>様式第 1 号 - 様式第 7 号 (略)</p>

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。